

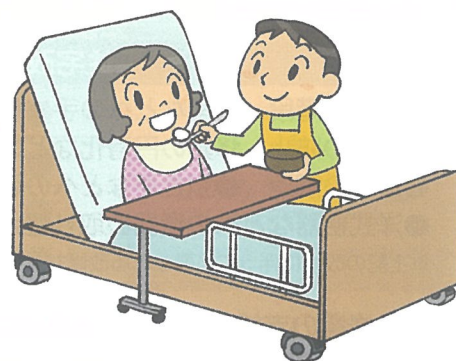
施設サービス

次の介護保険施設に入所して利用するサービスです。要支援1・2の人は利用できません。施設を利用したサービスは、サービス費用の他に、食費、居住費などが利用者負担になります。くわしくはP22をご覧ください。

●生活全般の介護が必要な人が利用する施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。



要介護3～5の人 介護老人福祉施設

サービス費用のめやす

※（ ）内は1割の場合の利用者負担

	要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
1日 につき	要介護 3	7,517円 (752円)	7,517円 (752円)	8,370円 (837円)
	要介護 4	8,236円 (824円)	8,236円 (824円)	9,099円 (910円)
	要介護 5	8,945円 (895円)	8,945円 (895円)	9,807円 (981円)

※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。特例的に要介護1・2の人でも入所できる場合があります。

●在宅復帰を目指す人が利用する施設

介護老人保健施設（老人保健施設）

状態が安定している人が在宅復帰を目指し、リハビリテーションや介護が受けられる施設です。



要介護1～5の人 介護老人保健施設

サービス費用のめやす

※（ ）内は1割の場合の利用者負担

	要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
1日 につき	要介護 1	7,363円 (737円)	8,144円 (815円)	8,236円 (824円)
	要介護 2	7,836円 (784円)	8,657円 (866円)	8,708円 (871円)
	要介護 3	8,503円 (851円)	9,325円 (933円)	9,376円 (938円)
	要介護 4	9,068円 (907円)	9,869円 (987円)	9,941円 (995円)
	要介護 5	9,571円 (958円)	10,393円 (1,040円)	10,454円 (1,046円)

●長期療養と介護を一体的に受けられる施設

介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

要介護1～5の人 **介護医療院**

サービス費用のめやす

※()内は1割の場合の利用者負担

	要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
1日 につき	要介護1	7,404円 (741円)	8,554円 (856円)	8,729円 (873円)
	要介護2	8,544円 (855円)	9,684円 (969円)	9,859円 (986円)
	要介護3	10,988円 (1,099円)	12,139円 (1,214円)	12,313円 (1,232円)
	要介護4	12,036円 (1,204円)	13,176円 (1,318円)	13,351円 (1,336円)
	要介護5	12,971円 (1,298円)	14,121円 (1,413円)	14,295円 (1,430円)

■部屋のタイプについて

- 従来型個室……ユニットを構成しない個室
- 多床室……ユニットを構成しない相部屋
- ユニット型個室……ユニットを構成する個室
- ユニット型個室的多床室……ユニットを構成し、壁と天井の間にすき間がある部屋

- ・個室……壁が天井まであり、完全に仕切られている個室
- ・ユニット……少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室により一体的に構成されているもの

■介護保険施設ではない高齢者施設（介護保険の対象外）

高齢者の暮らしを支える施設は、介護保険施設以外にもあります。「特定施設」の指定を受けている施設では、介護保険の「特定施設入居者生活介護（P17）」を利用できます。

有料老人ホーム

日常生活に必要な食事や入浴の提供、洗濯や掃除などの家事など、さまざまなサービスを提供する民間の施設です。

入居やサービスなどにかかる費用は、原則としてすべて自己負担ですが、入居条件や費用面も含めて、施設での生活スタイルやサービスの質などのバリエーションが多いのが特徴です。

介護付	介護が必要な人が対象で、介護保険によるサービスが受けられる「特定施設」の指定を受けており、介護スタッフも施設に常駐しています。
住宅型	介護が必要な人と、いまは介護は不要な人の両方を対象とした施設で、介護が必要な人は、外部の事業者から介護サービスを受けられます。
健康型	自立している人が対象で、生活を楽しむための施設が充実しています。介護が必要になった場合は、退去しなければなりません。

ケアハウス（軽費老人ホーム）

家庭での日常生活に近い環境で、生活支援サービスなどを受けながら生活できる施設です。自治体の助成を受けて運営されるため、比較的低額な利用料で入居できます。

入居対象 家庭環境や経済状況などの理由で、在宅生活が困難な60歳以上の人

サービス付き高齢者向け住宅

介護と医療が連携しながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。安否確認と生活相談サービスを提供することが義務づけられています。

入居対象 原則として、60歳以上の単身者もしくは夫婦のみの世帯

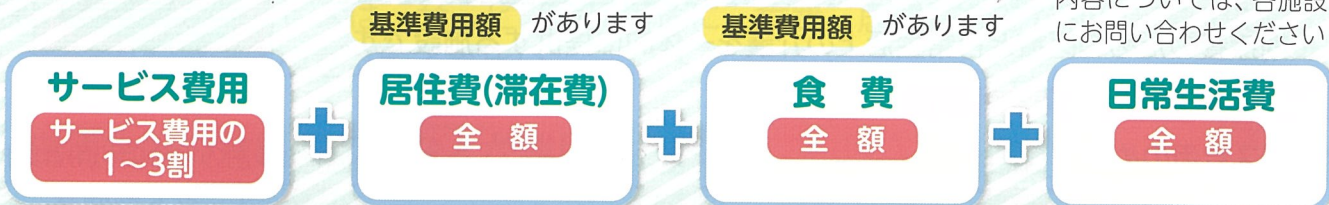
※比較的健康な高齢者向けの住宅で、自力で身の回りの世話ができる高齢者が対象です。独自の入居条件を設定している施設もあります。

施設を利用したサービスの費用



施設を利用したサービスの場合、サービス費用の1～3割、居住費など、食費、日常生活費が利用者の負担となります。

内容については、各施設
にお問い合わせください



基準費用額

居住費等・食費の利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

■居住費等・食費の基準費用額〈1日につき〉

令和6年8月から

居住費等の金額が変わります。
【 】内は令和6年8月からの金額です。

居住費等				食 費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,006円 【2,066円】	1,668円 【1,728円】	1,668円(1,171円) 【1,728円(1,231円)】	377円(855円) 【437円(915円)】	1,445円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護の場合は（ ）内の金額になります。

居住費（滞在費）・食費が軽減される場合があります

申請が必要です

低所得の人は申請して認められた場合「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費等・食費は負担限度額までの負担になります。基準費用額との差額※は「特定入所者介護サービス費」でまかなわれます。

※施設と利用者の間で契約された居住費等・食費が基準費用額を下回っている場合は、契約内容との差額となります。

■負担限度額〈1日につき〉

令和6年8月から

居住費等の金額が変わります。【 】内は令和6年8月からの金額です。

利用者負担段階		居住費等				食 費	
		ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1 段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者、生活保護の 受給者	820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (320円) 【550円 (380円)】	0円	300円	300円
第2 段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、 課税年金収入額＋合計所得金額※＋ 非課税年金収入額が80万円以下の人	820円 【880円】	490円 【550円】	490円 (420円) 【550円 (480円)】	370円 【430円】	390円	600円
第3 段階 ①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課 税年金収入額＋合計所得金額※＋非課税 年金収入額が80万円超120万円以下の人	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円 (880円)】	370円 【430円】	650円	1,000円
第3 段階 ②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課 税年金収入額＋合計所得金額※＋ 非課税年金収入額が120万円超の人	1,310円 【1,370円】	1,310円 【1,370円】	1,310円 (820円) 【1,370円 (880円)】	370円 【430円】	1,360円	1,300円

●介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額になります。

※収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ここから公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

上の表に当てはまっても次のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

- ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が下記の場合

- ・第1段階：預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・第2段階：預貯金等が単身650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階①：預貯金等が単身550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- ・第3段階②：預貯金等が単身500万円、夫婦1,500万円を超える場合

※第2号被保険者（40～64歳の医療保険加入者）は上記にかかわらず、預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合。